

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業  
(採卵養鶏・養豚 I C T 等技術導入支援メニュー) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県(以下「県」という。)は、多様性に満ちた採卵養鶏及び養豚経営体の安定と発展を図るため、意欲ある中・小規模生産者の生産現場における労働生産性を向上させ、畜産物の持続的な生産を目指して、労働生産性向上を目的とする I C T ・ I o T 等デジタル技術導入の促進に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業(採卵養鶏・養豚 I C T 等技術導入支援メニュー)補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「事業実施主体」とは、採卵養鶏業及び養豚業を主たる事業として営む生産者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のことをいう。

(1) 宮城県内(以下「県内」という。)で本店所在地の法人登記が行われており、県内で事業を営む会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する会社(その他の法により会社法における合名会社の規定を準用し実質的に会社形態をとる者を含む)に限る)、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人又は県内に住所を有し、県内で主たる事業を営む個人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。

イ 総株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上が同一のアに掲げる会社の所有に属しているもの。

ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上がアに掲げる会社の所有に属しているもの。

エ アに掲げる会社の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。

オ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからエに該当する会社が所有しているもの。

カ アからエに該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めているもの。

キ 総株式の出資比率の2分の1以上が、本社住所地が県外である会社の所有に属しているもの。

ク 採卵養鶏業を営む生産者においては、交付の申請の日の属する年の定期の報告(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の4第1項に規定する定期の報告をいう。)において、採卵鶏成鶏の飼養羽数が20万羽以上のもの。

ケ 養豚業を営む生産者においては、交付の申請の日の属する年の定期の報告(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の4第1項に規定する定期の報告をいう。)において、豚の飼養頭数が合計1万頭以上のもの。

(交付対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業は、事業実施主体が行う、生産現場の労働生産性向上を目的とした以下の事業とする。

- (1) ネット環境セットメニュー：インターネット環境整備を含めた ICT・IoT 等デジタル技術の導入を促進するもの
- (2) 機器単独メニュー：ICT・IoT 等デジタル技術の導入を促進するもの

(交付対象経費及び補助率)

第4 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（実施要領別紙様式第1号-1）
- (2) 株主等一覧表（実施要領別紙様式第1号-2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（実施要領別紙様式第1号-3）
- (4) 納税証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、事業実施主体の事業量及び事業費の30%を超える増減以外の変更にあっては、この限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付の決定)

- 第7 知事は、第5の規定による交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査して規則第4条に基づき、予算の範囲内で交付額の決定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第5第2項により本補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第5第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、本補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の経理等)

- 第8 補助事業者は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を整備するとともに補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

(契約等)

- 第9 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の契約に当たり、国及び宮城県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、事業実施主体が前項本文の規定に違反して国及び宮城県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、事業実施主体は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

(実績報告)

- 第10 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月21日のいずれかの早い日までとする。
- 2 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、

次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（実施要領別紙様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

- 第11 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第4号によるものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第12 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第10第1項の補助事業等事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

- 第13 事業実施主体は、補助事業が完了した後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した機器等（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 知事は、事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（処分の制限を受ける期間）

- 第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、機器等の導入を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第6号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
  - 3 第13第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（処分制限の対象となる財産）

- 第15 規則第21条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、本事業で取得した全ての機

械及び器具等とする。

(書類の提出部数及び経由)

第16 事業実施主体がこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、家畜保健衛生所長を経由するものとする。ただし、栗原市にあつては北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部長を経由し、石巻市、東松島市及び女川町にあつては東部地方振興事務所畜産振興部長を経由するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和6年度及び令和7年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和7年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 4 関係)

経費区分	経費	経費項目	内容	補助率
多様で特色ある 県畜産物の生産 消費促進事業 (採卵養鶏・養 豚 I C T 等技術 導入支援メニ ュー) ① ネット環境セ ットメニュー ② 機器単独メニ ュー	① 事業費	機器等整備費	補助事業の実施に直 接使用される機器 (ただし、別表 2 に 掲げる補助対象機械 機器等の導入に限 る。)等の導入に必 要となる次の経費 ・購入費 ・設置費 ・運搬料 ・宅配・郵送料	1 / 2 以下  事業実施主体 1 件あたりの 補助対象事業費 上限額 1 2, 0 0 0 千 円 (①ネット環 境セットメニ ュー) 8, 0 0 0 千円 (②機器単独メ ニュー)
		システム構築費	補助事業の実施に直 接使用される業務用 のシステムに係る設 計及び専用ソフト (稼働に必要不可欠 となる付随のソフト ウェア (オプショ ン) を含む) の導入 に必要となる次の経 費 ・謝金 ・旅費 ・設定費 ・構築費 ・購入費	
		システム運用環 境整備経費	システム構築に伴い 農場内の運用環境を 整備する上で必要と なる次の経費 ・ (①ネット環境セ ットメニューのみ) ネット環境整備費 (ただし、補助事業 の実施に直接使用さ れる機器等の購入先 が購入に附帯して実 施する等、特に必要 と認められる場合に 限る。ただし、畜舎	

		の改修等施設の整備に要する経費は除く) ・謝金 ・旅費	
	その他の経費	前各号に掲げるもののほか、知事が実施に必要と認める経費	

- 1 上記について、対象期間外を含む契約等を実施する場合、その対象となる経費は、知事が別に定める期日までに支払を完了した経費と補助事業の完了する日が属する年度末までの利用分を上限として按分した経費を比較して、いずれか低い額とする。
- 2 上記に関する経費について、次の経費は補助金の交付の対象としない。
  - (1) 機器等整備費に附帯しないシステム構築費あるいはシステム運用環境整備費
  - (2) システムの保守・管理を主たる目的とした経費（トラブル対処、ヘルプデスクなどのサービス関連経費等を含む）
  - (3) 施設の増改築及び不動産の取得に当たる経費
  - (4) 広報を主たる目的とした経費
  - (5) 事務所等に係る賃料、借料、損料、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
  - (6) 商品の仕入れに係る経費
  - (7) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
  - (8) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
  - (9) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用
  - (10) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
  - (11) 借入金等の支払利息及び遅延損害金
  - (12) 汎用性があり、目的外使用を目的とした経費（パソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など。ただし、パソコンやタブレット等の情報関連機器は、専ら補助事業の実施に直接使用されるシステムと一体となって使用されるものに限り補助対象経費とする）
  - (13) 中古品（一度使用されたもの若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。）の購入に係る経費
  - (14) 上記のほか、社会通念上不適切と認められる経費

別表2（第4別表1関係）

対象畜種	補助対象機器等
共通	①環境モニタリングシステム
共通	②畜舎環境制御システム
共通	③畜産設備機器等連携システム（ダッシュボードシステム等）
共通	④経営管理支援システム
共通	⑤飼料タンク残量管理システム
豚	⑥個体管理機械装置（体重等自動測定カメラ等）
豚	⑦デジタル超音波画像診断装置

鶏	⑧異常卵検査装置
鶏	⑨ひび卵検査装置
共通	⑩その他知事が適切と認める機械機器等